

## 子ども・子育て支援新制度の 概要について

1. 子育てをめぐる現状と課題について
2. 子ども・子育て支援新制度とは
3. 子ども・子育て関連3法の主なポイント
4. 子ども・子育て家庭の状況に応じた支援の提供について
5. 子ども・子育て支援法の基づく給付及び事業について
6. 新制度における保育の利用調整手順について
7. 認定こども園制度の改善について
8. 地域子ども・子育て支援事業の概要について
9. 実施主体と社会全体による費用負担について
10. 子ども・子育て会議について
11. 市町村子ども・子育て支援事業計画の概要について
12. 市町村子ども・子育て支援事業計画のイメージ

## 現 状

(国全体、都市部で顕著)

- 急速な少子化の進行  
(平成23年合計特殊出生率 1.39)
- 結婚・出産・子育ての希望が叶わない
  - ・独身男女の約9割が結婚意識を持っており、希望子ども数も2人以上。
  - ・家族・地域・雇用など、子ども子育てを取り巻く環境が変化。
- 子ども・子育て支援が、質量ともに不足
  - ・家族関係社会支出の対GDP比の低さ  
(日:1.04%、仏:3.00%、英:3.27%、スウェーデン:3.35%)
- 子育ての孤立感と負担感の増加
- 深刻な待機児童問題
- 放課後児童クラブの不足
- 30歳代で低い女性の労働力率
- 質の高い幼児期の学校教育の振興の重要性
- 子育て支援制度・財源の縦割り
- 地域の実情に応じた提供対策が不十分



## 課 題

- 質の高い幼児期の学校教育
- 保育の総合的な提供
- 保育の量的拡大・確保
- 教育・保育の質的改善
  - ・待機児童の解消
  - ・地域の保育を支援
  - ・教育・保育の質的改善
- 地域の子ども・子育て支援の充実

## 子ども・子育て支援新制度とは

「子ども・子育て支援新制度」(新制度)は、一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現を目指して創設される制度です。

## 子ども・子育て関連3法とは

新制度の創設に関する次の3つの法律を合わせて、「子ども・子育て関連3法」と呼ばれています。  
(平成24年8月成立)

## ○子ども・子育て支援法

施設型給付、地域型保育給付の創設  
地域の子ども子育て支援の充実

## ○認定こども園法の一部改正法

幼保連携型認定こども園以外の子ども園の充実  
幼保連携型認定こども園の認可・指導監督の一本化

## ○子ども・子育て支援法 及び 認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関連法律の整備等に関する法律

五十五の関係法律について規定を整備

## ポイント①

認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付（「施設型給付」）  
及び小規模保育等への給付（「地域型保育給付」）の創設

- ・地域型保育給付は、都市部における待機児童解消とともに、子どもの数が減少傾向にある地域における保育機能の確保に対応

## ポイント②

## 認定こども園制度の改善（幼保連携型認定こども園の改善等）

- ・幼保連携型認定こども園について、認可・指導監督の一本化、学校及び児童福祉施設としての法的位置づけ
- ・既存の幼稚園及び保育所からの移行は義務づけず、政策的に促進
- ・幼保連携型認定こども園の設置主体は、国、自治体、学校法人、社会福祉法人のみ（株式会社等の参入は不可）
- ・認定こども園の財政措置を「施設型給付」に一本化

## ポイント③

地域の実情に応じた子ども・子育て支援（利用者支援、地域子育て支援拠点、  
放課後児童クラブなどの「地域子ども・子育て支援事業」）の充実

## ポイント④

## 基礎自治体（市町村）が実施主体

- ・市町村は地域のニーズに基づき計画を策定、給付・事業を実施
- ・国・都道府県は実施主体の市町村を重層的に支える

## ポイント⑤

## 社会全体による費用負担

- ・消費税率の引き上げによる、国及び地方の恒久財源の確保を前提  
（幼児教育・保育・子育て支援の質・量の拡充を図るためには、消費税率の引き上げにより確保する0.7兆円程度を含めて1兆円超程度の追加財源が必要）

## ポイント⑥

## 政府の推進体制

- ・制度ごとにバラバラな政府の推進体制を整備（内閣府に子ども・子育て本部を設置）

## ポイント⑦

地域の実情に応じた子ども・子育て支援（利用者支援、地域子育て支援拠点、  
放課後児童クラブなどの「地域子ども・子育て支援事業」）の充実

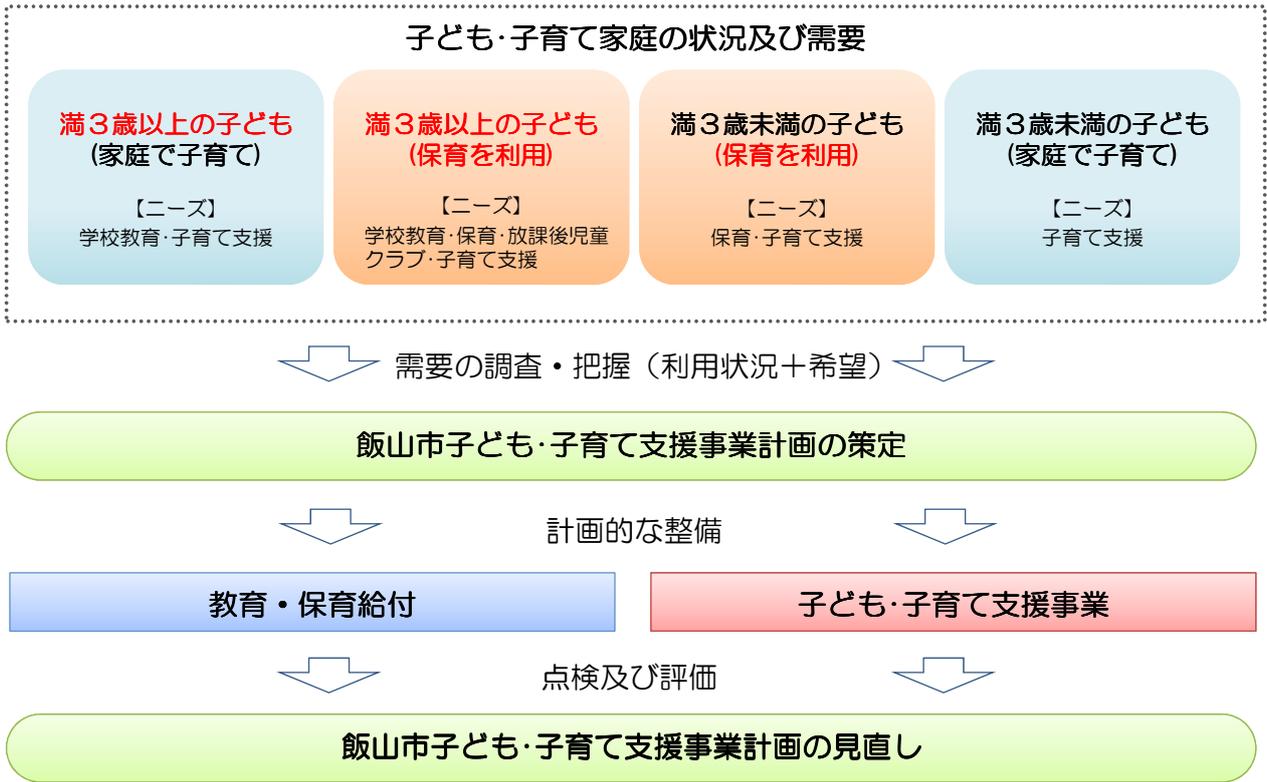
## ポイント⑧

## 施行時期

- ・消費税引き上げを踏まえ、早ければ平成27年度に新制度の施行を予定

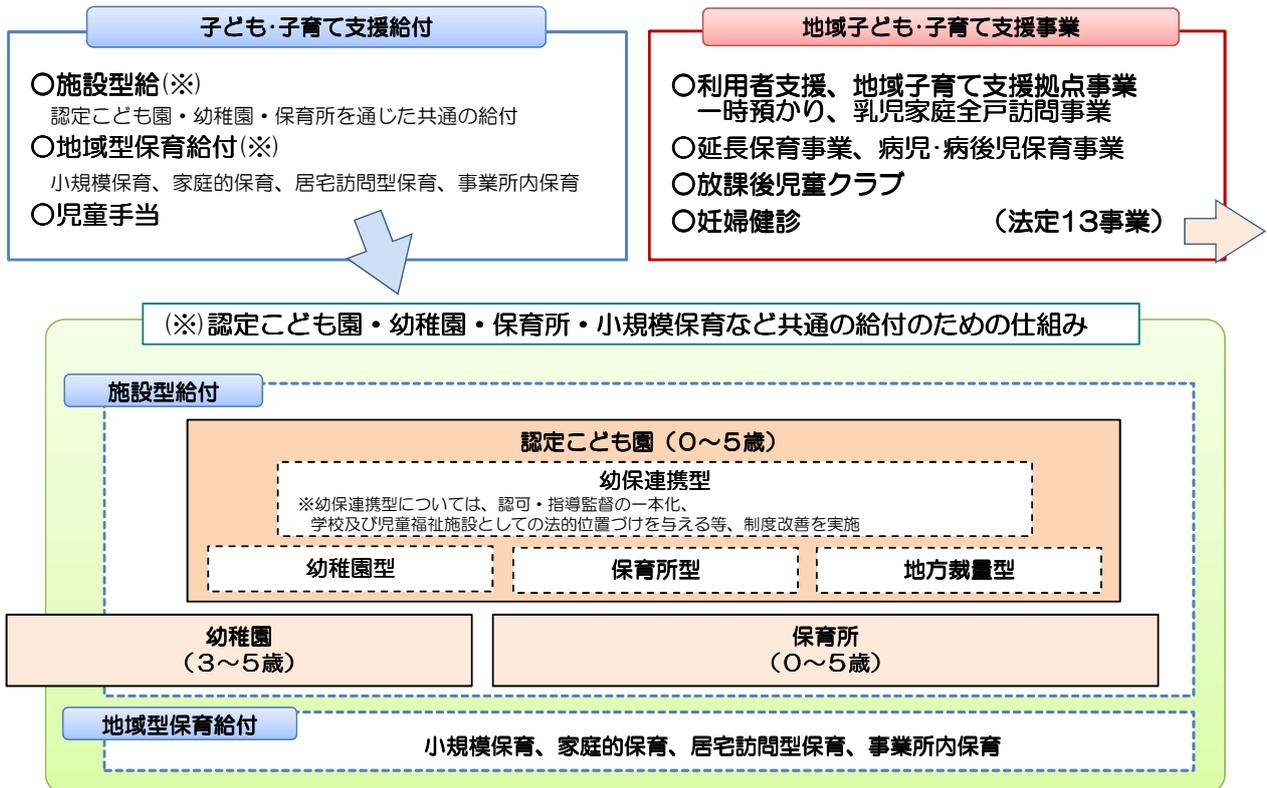
4

子ども・子育て家庭の状況に応じた支援の提供について



5

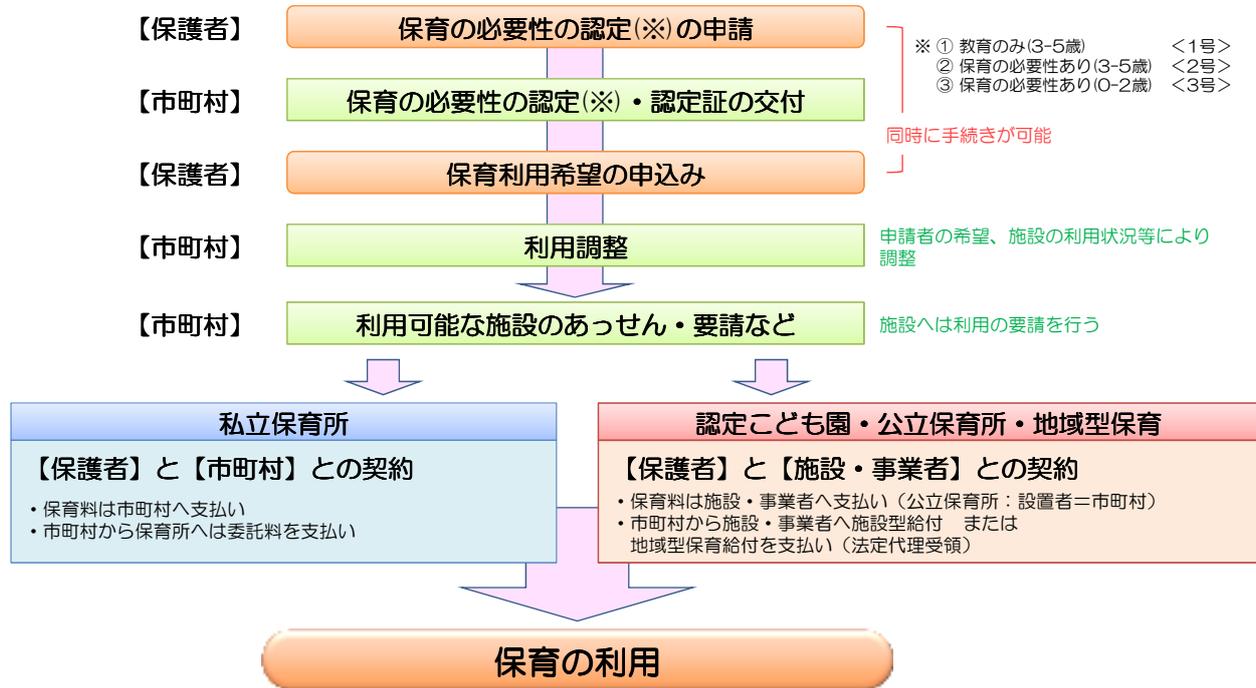
子ども・子育て支援法に基づく給付及び事業について



## 6

# 新制度における保育の利用調整手順について

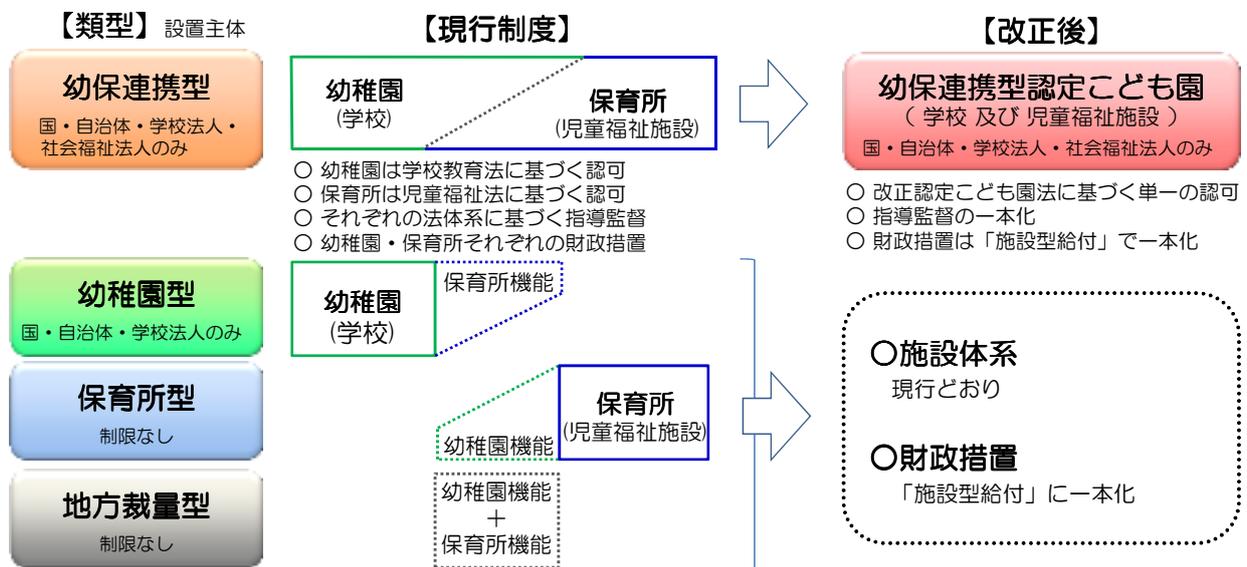
- 当分の間、保育を必要とする子どもの施設・事業利用については、全て市町村が調整を行う。
- 認定こども園・公立保育所・地域型保育は、市町村の調整の下で施設・事業者と利用者との契約とする。
- 私立保育所は市町村と利用者との契約とし、保育料の徴収は市町村が行う。



## 7

# 認定こども園制度の改善について

- 認定こども園法の改正により、「学校及び児童福祉施設としての法的位置付けを持つ単一の施設」を創設(新たな「幼保連携型認定こども園」)  
 ・既存の幼稚園及び保育所からの移行は義務づけず、政策的に促進  
 ・設置主体は、国、自治体、学校法人、社会福祉法人のみ(株式会社等の参入は不可)
- 財政措置は、既存3類型も含め、認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の「施設型給付」で一本化  
 → 消費税を含む安定的な財源を確保



- ・市町村は、子ども・子育て家庭等を対象とする事業として、市町村子ども・子育て支援事業計画に従って、以下の事業を実施する。（子ども・子育て支援法第59条）
- ・国又都道府県は同法に基づき、事業を実施するために必要な費用に充てるため、交付金を交付することができる。
- ・費用負担割合は国・都道府県・市町村それぞれ1/3（妊婦健診については交付税措置）

### ① 利用者支援事業【新規】

子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する

### ② 地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業

### ③ 妊婦健康診査

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業

### ④ 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児がいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業

### ⑤-1 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業

### ⑤-2 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業（その他要保護児童等の支援に資する事業）

要保護児童対策協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員（関係機関）の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取組を実施する事業

### ⑥ 子育て短期支援事業

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業（短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）及び夜間養護等事業）

### ⑦ ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業

### ⑧ 一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業

### ⑨ 延長保育事業

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等において保育を実施する事業

### ⑩ 病児保育事業

病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等する事業

### ⑪ 放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業

### ⑫ 実費徴収に係る補足給付を行う事業【新規】

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業

### ⑬ 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業【新規】

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業

## 市町村(実施主体)

子ども・子育て関連3法に基づく実施主体としての役割を担い、下記の権限と債務を法律上位置づける

- ・子どもや家庭の状況に応じた給付の保証・事業の実施
- ・質の確保された給付事業の提供
- ・給付・事業の確実な利用の支援
- ・事業の費用、給付の支払い
- ・計画的な提供体制の確保、基盤整備

## 都道府県・国

市町村を重層的に支える

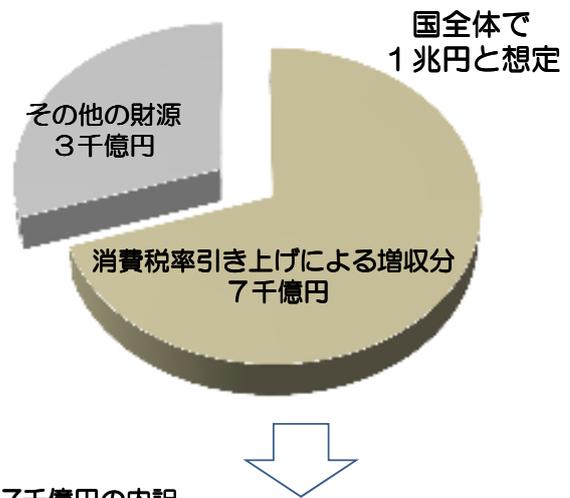
## 【都道府県】

教育・保育施設の認可、  
都道府県子ども・子育て支援計画の策定

## 【国】

市町村、都道府県が策定する計画の作成に関する事項を含む「基本指針」を定める

## 子ども・子育て新制度の財源



## ◆7千億円の内訳

## 【4千億円】

待機児童解消等のため、保育等の量の拡充に要する費用

## 【3千億円】

職員配置基準の改善等のため、保育等の質の改善に要する費用

## 国

有識者、地方公共団体、事業主代表・労働者代表、子育て当事者、子育て支援当事者等（子ども・子育て支援に関する事業に従事する者）が子育て支援の政策プロセス等に参画・関与することができる仕組みとして子ども・子育て会議を設置。（平成25年4月）

## 市町村

子ども・子育て支援法第77条第1項により、地方版子ども・子育て会議を設置

## 地方版子ども・子育て会議の役割

- ・子ども・子育て支援法に基づく給付の対象となる飯山市内の教育・保育施設や地域型保育事業の利用定員の設定に関し、意見を述べること
- ・市町村子ども・子育て支援事業計画(※)の策定・変更に関し、意見を述べること
- ・市町村の子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し、必要な事項や施策の実施状況を調査審議すること

※【市町村子ども・子育て支援事業計画】

5年間の計画期間における幼児期の学校教育、保育、地域の子育て支援についての需給計画。

必須記載事項

- ・教育・保育提供区域の設定
- ・幼児期の学校教育・保育に係る需要量の見込み、提供体制の確保の内容及びその実施時期
- ・地域子ども・子育て支援事業に係る需要量の見込み、提供体制の確保の内容及びその実施時期
- ・幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び当該学校教育・保育の推進に関する提供体制の確保の内容

任意記載事項

- ・産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保
- ・子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携
- ・労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携

計画期間

5年間

子ども・子育て支援事業計画のイメージ

◆ 区域設定

◆ 幼児期の学校教育・保育

量の見込み（現在の利用状況+利用希望）	
① 教育のみ(3-5歳)	<1号>
② 保育の必要性あり(3-5歳)	<2号>
③ 保育の必要性あり(0-2歳)	<3号>

確保の内容・実施時期	
① 認定こども園・幼稚園で確保	不足がある場合は整備 (〇年に〇人分)
② 認定こども園・保育所で確保	
③ 認定こども園・保育所・地域型保育事業で確保	

◆ 地域子ども・子育て支援事業

量の見込み（現在の利用状況+利用希望）	
利用者支援	地域子育て支援拠点事業 一時預かり事業
乳児家庭全戸訪問事業	ファミリーサポートセンター事業
延長保育事業	病児保育事業 放課後児童健全育成事業等

確保の内容・実施時期	
各施設・サービス等、事業ごとに確保	不足がある場合は整備 (〇年に〇人分)

- ◆ 認定こども園の普及、幼児期の学校教育・保育、地域の子育て支援の推進方策に係る事項
- ◆ 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保
- ◆ 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携
- ◆ 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携

- ・教育・保育提供区域ごとに、設定した「量の見込み」に対応するよう、「教育・保育施設及び地域型保育事業による確保の内容及び実施時期（確保方策）」を設定。
- ・教育・保育施設、地域型保育事業の別に設定。

※ 保護者の就労状況やその変化等によらず柔軟に子どもを受け入れるための体制確保、地域の教育・保育施設の活用等も勘案し、現在の幼児期の学校教育・保育の利用状況や利用希望を十分に踏まえた上で設定。

① 計画 【期間：5年間】

	1年目			2年目			3年目			4年目			5年目		
	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号
①量の見込み（必要利用定員総数）	300人	200人	200人	300人	200人	200人	300人	200人	200人	300人	200人	200人	300人	200人	200人
②確保の内容	認定こども園・幼稚園・保育所（教育・保育施設）②'			300人	200人	150人									
	地域型保育事業 ②''					30人			50人			50人			50人
②-①	0人	0人	▲100人	0人	0人	▲20人	0人								

② 実施 ※認定者数が認定を上回った場合

	1年目			2年目		
	1号	2号	3号	1号	2号	3号
① 量の見込み	300人	200人	200人	300人	200人	200人
認定者数	300人	210人	210人	300人	220人	220人
② ②'	300人	200人	80人	300人	200人	150人
②''			20人			30人
②-①	0人	▲10人	▲110人	0人	▲20人	▲40人

④ 見直し後の計画

3年目			4年目			5年目		
1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号
300人	200人	200人	300人	200人	200人	300人	200人	200人
300人	220人	220人	300人	220人	220人	300人	220人	220人
300人	200人	150人	300人	220人	150人	300人	220人	150人
		70人			70人			70人
0人	▲20人	0人						

③ 点検・評価

毎年度、点検及び評価を行い、必要に応じて計画を見直す（目安は中間年度） ⇔ 子ども・子育て会議等